

総論 3 電気通信事業法を理解するのに有用な会社法の予備知識

1. 会社法の章立て

会社法の目次をみると以下の8編で構成されている。

第一編 総則

第二編 株式会社

第三編 持分会社

第四編 社債

第五編 組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転及び株式交付

第六編 外国会社

第七編 雑則

第八編 罰則

このうち、第三編、第四編、第七編、第八編の各編は、会社運営においては重要な規定が含まれているものの、電気通信事業法の実務とは関連が薄い。即ち、第三編は合名会社、合資会社、合同会社に関する規定であり、我が国の電気通信事業者のうち少なくとも大手の事業者はたいてい株式会社であるから適用されない。第四編は、社債発行して資金調達する場合の手続や社債権者との間の権利義務関係に関する規定で、多くの電気通信事業者に関係があるものの、それは各社が電気通信事業者であることとは無関係に一般に適用を受けるのであり、電気通信事業法の実務とは別の話題である。第七編のうち違法な会社の解散・閉鎖などの規定や第八編の取締役等の特別背任罪などに関する規定は、適法な事業活動の実務において参照することが考えにくい。第七編には登記、公告のような会社運営にまつわる手続の規定も置かれているが、いずれも電気通信事業法の守備範囲ではない。

第一編は会社法全体の総則であるから、ここに置かれた用語の定義[会2]や商号（会社法第一編第二章）、使用人（会社法第一編第三章）などの規定は会社法分野全体に適用がある。従って、電気通信事業法の実務において株式会社の規定を参照するときには、その解釈に当たって総則の規定も考慮される。電気通信事業法に引用される会社法総則の規定としては、親会社・子会社に関するものがある。第二編及び第五編は、株式会社と会社の合併等に関する規定であり、電気通信事業法にも関連する規定が存在する。また第六編の外国会社については電気通信事業法の中にこれに関連する条文がある。これら四編を中心として以下に概観する。説明の都合上、順序は前後する。